

別表(第2条関係)

占有物件		占有料				
		単位	所在地			
			ア		イ	
			市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	630円	530円	693円	583円
	第2種電柱		970円	820円	1,067円	902円
	第3種電柱		1,300円	1,100円	1,430円	1,210円
	第1種電話柱		560円	480円	616円	528円
	第2種電話柱		900円	760円	990円	836円
	第3種電話柱		1,200円	1,000円	1,320円	1,100円
	その他の柱類		56円	48円	61円60銭	52円80銭
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6円	5円	6円60銭	5円50銭
	地下電線その他地下に設ける線類		3円	3円	3円30銭	3円30銭
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	550円	470円	605円	517円
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	340円	290円	374円	319円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100円	950円	1,210円	1,045円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		470円	400円	517円	440円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	640円	2,200円	704円
その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,000円	950円	1,100円	1,045円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24円	20円	26円40銭	22円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		34円	29円	37円40銭	31円90銭
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		51円	43円	56円10銭	47円30銭
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		67円	57円	73円70銭	62円70銭
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		100円	86円	110円	94円60銭
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		130円	110円	143円	121円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		240円	200円	264円	220円
	外径が0.7メートル以上1		340円	290円	374円	319円

	メートル未満のもの						
	外径が1メートル以上のもの			670円	570円	737円	627円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円	950円	1,100円	1,045円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.0044を乗じて得た額			
		階数が2のもの		Aに0.0066を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの		Aに0.0088を乗じて得た額			
	上空に設ける通路			1,000円	430円	1,100円	473円
	地下に設ける通路			600円	210円	660円	231円
	その他のもの			1,000円	950円	1,100円	1,045円
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	20円	6円	22円
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	200円	64円	220円	70円40銭	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200円	64円	220円	70円40銭
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	640円	2,200円	704円
	標識		1本につき1年	840円	760円	924円	836円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	20円	6円	22円	6円60銭
		その他のもの	1本につき1月	200円	64円	220円	70円40銭
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20円	6円	22円	6円60銭
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200円	64円	220円	70円40銭
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000円	640円	2,200円	704円
		その他のもの		980円	320円	1,078円	352円
	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円	950円	1,100円

令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.025を乗じて得た額		Aに0.0275を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	200円	64円	220円	70円40銭
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			100円	95円	110円	104円50銭
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.0154を乗じて得た額	Aに0.0198を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		Aに0.0275を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.0154を乗じて得た額	Aに0.0198を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.0143を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額		Aに0.0275を乗じて得た額	

備考

- 1 所在地とは、占有物件の所在地をいい、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。
- 2 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置されている変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置するものが設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置するものが設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置するもの以外のものが当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 7 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 8 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。